

厚生労働大臣の定める掲示事項

1 当センターは、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行う保険医療機関です。

2 入院に関する事項

当センターは、一般病棟においては（日勤・夜勤あわせて）入院患者 7 人に対して 1 人以上の看護職員を配置しております。なお、病棟、時間帯などで看護職員の配置が異なります。各病棟の看護配置につきましては、各病棟に詳細を掲示しておりますのでご参照ください。

また、病歴室に専任の診療録管理者を配置し、診療録管理体制を整えております。

3 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制に関する事項

当センターでは、入院の際に医師を初めとする関係職種が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、入院後 7 日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制の基準を満たしております。

4 院内感染防止対策に関する事項

別掲の「院内感染対策指針」をご参照ください。

5 医療安全推進に関する事項

当センターでは、医療安全推進室を設置し、安全管理の指針、医療事故等の報告体制を整備し、医療安全管理者等で構成された医療安全推進委員会にて医療安全対策・改善策の実施、職員研修の計画的な実施、患者相談を行っております。

6 入院食事療養に関する事項

- ・当センターは入院食事療養費（Ⅰ）の基準を満たし、管理栄養士により患者さんの疾病・病状・年齢等に適切な栄養量および内容の食事療養を行っております。また、治療食の提供（腎臓病・肝臓病・糖尿病など）をしています。
 - ・厚生労働大臣が定める基準による特別管理給食を提供しており、管理栄養士によって管理された給食が、適時（夕食は午後 6 時以降）・適温で提供されています。
 - ・当センターではあらかじめ定められた日に、患者さんに対して提示した複数のメニューからお好みの食事を選択することができます。（自己負担はありません）
 - ・緩和ケア病棟には食堂を設置し、食堂における配膳も実施しております。
 - ・1 食あたり 510 円となります。有効期限内の”減額認定証”を提示された方は、「区分Ⅱ：240 円/食」「区分Ⅰ：110 円/食」となります。
 - ・乳幼児へのミルク提供 1 回は提供量に関係なく、1 食として計算されます（1 日 3 食を上限とする）。
 - ・当センターでは、食事制限のない患者さんを対象に、通常の食事よりも高価な食材を使用した特別メニューの提供を行っております。ご希望の方は医師または看護師にお申し出ください。ただし、食物アレルギーや嗜好等により召し上がれない食品についての対応はいたしかねます。
- なお、申し込まれた場合は、食事療養費のほかに別途 1 食 1,320 円（自費・税込）を徴収いたします。

7 基本診療料・特掲診療料の施設基準届出に関する事項

別掲「施設基準について」をご参照ください。

8 DPC 対象病院に関する事項

当センターは、厚生労働省指定の「診断群分類（DPC）別包括支払方式」対象病院です。

「診断群分類（DPC）別包括支払方式」は、病名や診療内容などによって分類された「診断群分類別」にあらかじめ 1 日あたりの料金が定められた「包括払い部分」と「出来高払い部分」の金額を合算する計算方式です。

当センターの医療機関別係数は、1.5529 です。（2025 年 03 月 01 日時点）

※医療機関別係数＝（基礎係数：1.0718＋機能評価係数Ⅰ：0.3778＋機能評価係数Ⅱ：0.1033）

9 医療情報取得加算に関する事項

当センターは、オンライン資格確認を行う体制を有しております。

受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っております。

マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

10 医療 DX 推進体制整備加算に関する事項

当センターは、医療 DX を推進するための体制として、以下の項目に取り組んでおります。

- ・オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しております。
- ・マイナ保険証を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
- ・電子処方せんの発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療 DX にかかる取り組みについては今後導入予定です。

11 個人情報保護に関する事項

別掲の「当センターは患者さんの個人情報保護に全力で取り組んでいます」をご参照ください。

12 医療人の育成に関する事項

当センターは、厚生労働省指定の臨床研修病院です。指導医の指導・監督のもと、初期研修医が外来・病棟等で診療を行っております。また、看護師や助産師、薬剤師など様々な職種の実習生を受け入れている施設でもあります。

次世代の医療人を育成するために、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

13 医療従事者の負担軽減及び処遇の改善に対する取組みに関する事項

別掲の「医療従事者負担軽減の現状と計画」をご参照ください。

14 敷地内禁煙に関する事項

当センターは、屋内外を問わず、「周辺地域を含めた病院敷地内全面禁煙」です。

15 禁煙外来に関する事項

当センターでは、禁煙を行おうとしている方、禁煙を行おうとしてもなかなかやめられない等のお悩みの

方等に対して、禁煙のお手伝いができるよう禁煙外来を設けております。ご希望の方は、主治医または健康管理センター受付までお申し出ください。

16 栄養サポートチームによる診療に関する事項

当センターでは、栄養状態の悪い患者さんに対して、医師・看護師・薬剤師・管理栄養士・歯科医など、様々な職種によるチームにより、適切な栄養管理を行い、全身状態の改善に取り組んでいます。

17 後発医薬品等の使用に関する事項

当センターでは、患者さんの医療費の負担軽減や国の政策を推進する観点から、入院および外来において、後発医薬品（ジェネリック医薬品）やバイオ後続品（バイオシミラー）を積極的に採用しております。

18 明細書発行体制に関する事項

当センターでは、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、厚生労働省の指定する記載方法に則り、使用したお薬や行われた検査などの個別の診療報酬算定項目の分かる明細書を領収書発行時に無料で発行しております。（入院診療費については、請求書発行時）

なお、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担がない方についても当該明細書は発行されます。

明細書に病名は記載されておきませんが、医療費の詳しい明細が記載されている点をご理解いただき、ご家族の方等が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望しない場合はお支払い時に、①自動精算機では「発行しない」を選択する。または、②会計窓口では「明細書不要」の旨をお申し出てください。

19 急性期充実体制加算に関する事項

【実績期間：2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日】

・区分アに分類される実績		件数
(イ)	全身麻酔による手術	3,465 件
	うち、緊急手術	410 件
(ロ)	悪性腫瘍手術	680 件
(ハ)	腹腔鏡下手術又は胸腔鏡下	797 件
(ニ)	心臓カテーテル法による手術	490 件
・区分イに分類される実績		件数
(イ)	異常分娩	728 件
(ロ)	6 歳未満の乳幼児の手術	518 件

20 ハイリスク分娩管理加算に関する事項

【実績期間：2024 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日】

- ・ 1 年間の分娩実施件数：1,356 件
- ・ 常勤産科医師 ：26 人（2025 年 1 月 1 日時点）
- ・ 常勤助産師 ：171 人（2024 年 1 月 1 日時点）

21 医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）に掲げる手術の件数

【実績期間：2024 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日】

■区分1に分類される手術

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	53 件
イ	黄斑下手術等	29 件
ウ	鼓室形成手術等	34 件
エ	肺悪性腫瘍手術等	67 件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	149 件

■区分2に分類される手術

ア	靱帯断裂形成手術等	9 件
イ	水頭症手術等	60 件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0 件
エ	尿道形成手術等	62 件
オ	角膜移植術	5 件
カ	肝切除術等	57 件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	16 件

■区分3に分類される手術

ア	上顎骨形成術等	0 件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	1 件
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	2 件
エ	母指化手術等	0 件
オ	内反足手術等	0 件
カ	食道切除再建術等	13 件
キ	同種死体腎移植術等	2 件

■区分4に分類される手術（腹腔鏡下及び胸腔鏡下手術）

824 件

■区分5に分類される手術

ア	人工関節置換術		193	件
イ	乳児外科施設基準対象手術		12	件
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術		34	件
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。） 及び体外循環を要する手術		65	件
オ	経皮的冠動脈形成術	急性心筋梗塞に対するもの	17	件
		不安定狭心症に対するもの	2	件
		その他のもの	25	件
	経皮的冠動脈粥腫切除術		0	件
	経皮的冠動脈ステント留置術	急性心筋梗塞に対するもの	8	件
		不安定狭心症に対するもの	19	件
		その他のもの	217	件

選定療養費に関する揭示事項

1 特別の療養環境の提供に係る基準に関する事項

別掲の「室料差額および設備一覧」もしくは「入院のご案内」をご参照ください。

2 初診選定療養費に関する事項 医科：11,000 円（税込） 歯科：11,000 円（税込）

2016 年 4 月の健康保険法改正により、200 床以上の地域医療支援病院は、他の医療機関等からの紹介状を持たない初診の方から、選定療養費として診療費の他に 5,500 円以上（2022 年 10 月 1 日から 7,700 円以上）の金額を徴収することが義務化されました。

この制度に基づき、当センターでは上記の選定療養費を徴収しております。

【徴収対象外となる事例】

- ・他の医療機関からの紹介状をお持ちいただいた方
（整骨院、接骨院、鍼灸院、海外の医療機関からの紹介状、自ら作成した紹介状等は対象外）
- ・特定健診、がん検診等の結果により精密検査の指示があった場合
- ・受診後、そのまま入院した場合
- ・医科と歯科の間で院内紹介されて受診した場合
- ・生活保護法による医療扶助の対象である場合
- ・特定疾患または障害などの各種公費負担制度受給対象である場合
（乳幼児医療、義務教育就学児医療、ひとり親家庭医療は対象外）
- ・治験協力者である場合
- ・災害により被害を受けた方が受診する場合
- ・労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の場合

3 再診時選定療養費に関する事項 医科：11,000 円（税込） 歯科：11,000 円（税込）

2016 年 4 月の健康保険法改正により、200 床以上の地域医療支援病院は、専門的・急性期の医療が終わり、症状が安定した患者さんを他の医療機関へ紹介することが義務化されました。

併せて、200 床以上の地域医療支援病院から他の医療機関へ紹介した患者さんが、紹介先の医療機関からの紹介状を持たずに同じ地域医療支援病院を再度受診した場合、選定療養費として診療費の他に 2,500 円以上（2022 年 10 月 1 日から 3,000 円以上）の金額を徴収することが義務化されました。

この制度に基づき、当センターでは上記の選定療養費を徴収しております。

【徴収対象外となる事例】

- ・受診後、そのまま入院した場合
- ・生活保護法による医療扶助の対象である場合
- ・特定疾患または障害などの各種公費負担制度受給対象である場合
（乳幼児医療、義務教育就学児医療、ひとり親家庭医療は対象外）
- ・災害により被害を受けた方が受診する場合
- ・労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の場合

4 時間外選定療養費に関する事項 11,000 円（税込）

当センターでは、『生命危機を伴う重症及び複数の診療科領域に渡る重篤な救急患者を受け入れる救命救急センター』と『緊急に母体救命処置が必要な妊産婦を必ず受け入れ、治療を行う母体救命対応総合周産期母子医療センター』の指定を東京都より受けております。

そのため、当センターは入院を必要とするような重篤な患者さんに対して 24 時間体制で救急医療体制を維持しております。この体制を維持するために、『保険医療機関及び保険医療療養担当規則 保険医療機関が表示する診療時間以外における診療』によって、緊急性の低い軽症の方から選定療養費を徴収することが認められております。この制度に基づき、当センターでは上記の選定療養費を徴収しております。

【徴収対象外となる事例】

- ・小児（中学生まで）の方である場合
- ・救急外来受診のための紹介状をお持ちの場合
- ・受診後、そのまま入院した場合
- ・当センターで治療中の疾患が急変した場合
- ・当センターで出産を予定している方で産科救急を受診した場合
- ・当センター医師から受診を指示された場合
- ・生活保護法による医療扶助の対象である場合
- ・特定疾患または障害などの各種公費負担制度受給対象である場合
（乳幼児医療、義務教育就学児医療、ひとり親家庭医療は対象外）
- ・労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の場合

5 医科点数表等に規定する回数を超えて行う検査等に関する事項

・腫瘍マーカーのα-フェトプロテイン（AFP）	1,268 円（税込）
・腫瘍マーカーの癌胎児性抗原（CEA）精密測定	1,268 円（税込）
・腫瘍マーカーの癌胎児性抗原（PSA）精密測定	1,364 円（税込）
・腫瘍マーカーのCA19-9	1,364 円（税込）

6 入院期間が180日を越える入院に関する事項

当センターでは、入院医療の必要性が低く、患者さん側の事情により入院期間が通算 180 日を越えた患者さん（別に厚生労働大臣が定める状態にある患者さんを除く）について、選定療養費として診療費の他に 1 日につき 2,722 円（税込）を徴収いたします

7 後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）に関する事項

令和 6 年 10 月からの医薬品の自己負担の新たな仕組みとして、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

特別の料金とは、先発医薬品と後発医薬品の価格差の 4 分の 1 相当の料金のことを言います。

- ・「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。
- ・端数処理の関係などで特別の料金がちょうど 4 分の 1 にならない場合もあります。
- ・後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。
- ・薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

各種自費料金に関する揭示事項

1 多焦点眼内レンズの支給に係る特別の料金

・テクニス ピュアシーオプティブルー	209,000 円 (税込)
・テクニス ピュアシートーリックⅡ VB	242,000 円 (税込)
・テクニス オデッセイ オプティブルー	209,000 円 (税込)
・テクニス オデッセイトーリックⅡ VB	242,000 円 (税込)
・ファインビジョンHP	242,000 円 (税込)
・Clareon Pan Optix	231,000 円 (税込)

2 頭皮冷却法 (PAXMAN®) 16,500 円 (税込)

3 位置的頭蓋変形症に対するヘルメット誘導療法

頭蓋形状矯正ヘルメット代	330,000 円 (税込)
再診料	3,300 円 (税込)

4 金属床による総義歯の提供

・金属床義歯 (コバルトクロム床)	385,000 円 (税込)
-------------------	----------------